

医療系介護サービスの人員、設備及び運営基準等の改定のポイント

令和6年1月25日 厚生労働省令第16号より、全国保険医団体連合会作成

1. 居宅療養管理指導

- (1) 居宅療養管理指導（2頁）
- (2) 介護予防居宅療養管理指導（3頁）
- (3) 虐待の防止及び業務継続計画の策定等に係る経過措置の延長（5頁）

2. 訪問看護

- (1) 訪問看護（7頁）
- (2) 介護予防訪問看護（8頁）

3. 訪問リハビリテーション

- (1) 訪問リハビリテーション（11頁）
- (2) 介護予防訪問リハビリテーション（13頁）

4. 通所リハビリテーション

- (1) 通所リハビリテーション（18頁）
- (2) 介護予防通所リハビリテーション（20頁）

5. 短期入所療養介護（病院・診療所・介護老人保健施設・介護医療院）

- (1) 短期入所療養介護（23頁）
- (2) 介護予防短期入所療養介護（31頁）
- (3) 指定申請、介護サービスの内容等（38頁）

6. 居宅介護支援・介護予防支援

- (1) 居宅介護支援（40頁）
- (2) 介護予防支援（43頁）
- (3) 準用、厚生労働省令で定める基準（47頁）

7. 介護老人保健施設

- (1) 介護老人保健施設（49頁）
- (2) 開設許可申請、開設者の住所等の変更、介護サービスの内容等（52頁）
- (3) みなし指定（53頁）

8. 介護医療院

- (1) 介護医療院（56頁）
- (2) 開設許可申請、開設者の住所等の変更、介護サービスの内容等（58頁）
- (3) みなし指定（59頁）

【編注】 この資料は、令和6年1月25日 厚生労働省令第16号による人員、設備及び運営に関する基準等のうち、医療系サービスについてサービス種別毎に整理を行い、変更箇所を見え消しで表記した。厚生労働省令第16号は、下記を参照いただきたい。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001197350.pdf>

1. 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

(1) 居宅療養管理指導の人員、設備及び運営基準

※介護予防居宅療養管理指導の人員、設備及び運営基準は、●頁参照

第1条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（4月1日施行）

(掲示)【編注：居宅療養管理指導は、基準第91条で第32条を準用している】

- 第32条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。
- 2 指定訪問介護事業者は、重要前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。
- 3 指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(重要事項の掲示に係る経過措置の概要)【厚生労働省令第16号・附則】

第2条 この省令の施行の日から令和7年3月31日までの間「原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

第2条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（6月1日施行）

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

- 第89条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。
- 一～三 (略)
- 四 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 五 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 六～九 ~~四～七~~ (略)
- 2 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。
- 一・二 (略)
- 三 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

ない。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

五～九 ~~三～七~~ (略)

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一・二 (略)

三 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

五・六 ~~三・四~~ (略)

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)【厚生労働省令第16号・附則】

第3条 この省令の施行の日から令和7年3月31日までの間は、規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(記録の整備)

第90条の2 (略)

2 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

一 次条において準用する第19条第2項の規定による~~に規定する~~提供した具体的なサービスの内容等の記録

二 第89条第1項第五号、第2項第四号及び第3項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

三 次条において準用する第26条の規定による~~に規定する~~市町村への通知に係る記録

四 次条において準用する第36条第2項の規定による~~に規定する~~苦情の内容等の記録

五 次条において準用する第37条第2項の規定による~~に規定する~~事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(2) 介護予防居宅療養管理指導の人員、設備及び運営基準

※居宅療養管理指導の人員、設備及び運営基準は、●頁参照

第5条 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営基準(4月1日施行)

(掲示)【編注:介護予防居宅療養管理指導は基準第93条で第53条の4を準用している】

第53条の4 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認め

られる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

- 2 指定訪問介護事業者は、重要前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。
- 3 指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

（重要事項の掲示に係る経過措置の概要）【厚生労働省令第16号・附則】

第2条 この省令の施行の日から令和7年3月31日までの間「原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

第6条 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（6月1日施行）

（記録の整備）

第92条 （略）

- 2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。
 - 一 次条において準用する第49条の13第2項の規定によるに規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - 二 第95条第1項第四号、第2項第四号及び第3項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - 三 次条において準用する第50条の3の規定によるに規定する市町村への通知に係る記録
 - 四 次条において準用する第53条の8第2項の規定によるに規定する苦情の内容等の記録
 - 五 次条において準用する第53条の10第2項の規定によるに規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針）

第95条 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一・二 （略）
- 三 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

~~五三~~ ~~第二前号~~に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならない。

~~六～九~~~~四～七~~ (略)

2 薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一・二 (略)

三 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

~~五～九~~~~三～七~~ (略)

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一・二 (略)

三 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

~~五・六~~~~三・四~~ (略)

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)【厚生労働省令第16号・附則】

第3条 この省令の施行の日から令和7年3月31日までの間は、規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(3) 虐待の防止及び業務継続計画の策定等に係る経過措置の延長

第17条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令附則(4月1日施行)

※改正後のみ記載した。改正前は令和6年3月31日までの経過措置。

下記の主旨は、居宅療養管理指導に限り、虐待の防止のための措置及び業務継続計画の策定等に係る措置について、令和9年3月31日までは努力規定とされた。

(虐待の防止に係る経過措置)

第2条 この省令の施行の日から令和9年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の居宅サービス等基準(以下「新居宅サービス等基準」という。)第3条第3項(新居宅サービス等基準第85条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。)及び第37条の2(新居宅サービス等基準第91条において準用する場合に限る。)並びに第4条の規定による改正後の介護予防サービス等基準(以下「新介護予防

サービス等基準」という。) 第3条第3項(新介護予防サービス等基準第88条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。)及び第53条の10の2(新介護予防サービス等基準第93条において準用する場合に限る。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新居宅サービス等基準第90条及び新介護予防サービス等基準第91条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

第3条 この省令の施行の日から令和9年3月31日までの間、新居宅サービス等基準第30条の2(新居宅サービス等基準第91条において準用する場合に限る。)及び新介護予防サービス等基準第53条の2の2(新介護予防サービス等基準第93条において準用する場合に限る。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

2. 訪問看護・介護予防訪問看護

(1) 訪問看護の人員、設備及び運営基準

※介護予防訪問看護の人員、設備及び運営基準は、●頁参照

第1条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（4月1日施行）

(掲示)【編注：訪問看護は、基準第91条で第32条を準用している】

第32条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、重要前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(重要事項の掲示に係る経過措置の概要)【厚生労働省令第16号・附則】

第2条 この省令の施行の日から令和7年3月31日までの間「原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

第2条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（6月1日施行）

(管理者)

第61条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

(指定訪問看護の具体的取扱方針)

第68条 看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一・二 (略)

三 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

五～七 ~~三～五~~ (略)

(記録の整備)

第73条の2 (略)

2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

一～三 (略)

四 次条において準用する第19条第2項の規定による~~に規定する~~提供した具体的なサービスの内容等の記録

五 第68条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

六~~五~~ 次条において準用する第26条の規定による~~に規定する~~市町村への通知に係る記録

七~~六~~ 次条において準用する第36条第2項の規定による~~に規定する~~苦情の内容等の記録

八~~七~~ 次条において準用する第37条第2項の規定による~~に規定する~~事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(2) 介護予防訪問看護の人員、設備及び運営基準

※訪問看護の人員、設備及び運営基準は、●頁参照

第5条 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営基準(4月1日施行)

(掲示)【編注：介護予防訪問看護は基準第74で第53条の4を準用している】

第53条の4 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、重要~~前項に規定する~~事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(重要事項の掲示に係る経過措置の概要)【厚生労働省令第16号・附則】

第2条 この省令の施行の日から令和7年3月31日までの間「原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

第6条 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(6月1日施行)

(管理者)

第 64 条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

(記録の整備)

第 73 条 (略)

2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。

一～三 (略)

四 次条において準用する第 49 条の 13 第 2 項の規定によるに規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

五 第 76 条第 9 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

六 次条において準用する第 50 条の 3 の規定によるに規定する市町村への通知に係る記録

七 次条において準用する第五十三条の八第二項の規定によるに規定する苦情の内容等の記録

八 次条において準用する第五十三条の十第二項の規定によるに規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針)

第 76 条 看護師等の行う指定介護予防訪問看護の方針は、第 62 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一～七 (略)

八 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

九 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

十～十五 ~~八～十三~~ (略)

十六 ~~十四~~ 第一号から第十四 ~~十二~~ 号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問看護計画書の変更について準用する。

十七 ~~十五~~ 当該指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合にあつては、第二号から第六号まで、第九号及び第十二号から前号まで及び第十号から第十四号までの規定にかかわらず、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができる。

(主治の医師との関係)

第77条 (略)

2・3 (略)

4 前条第17号~~15号~~の規定は、主治の医師の文書による指示について準用する。

3. 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

(1) 訪問リハビリテーションの人員、設備及び運営基準

※介護予防訪問リハビリテーションの人員、設備及び運営基準は、●頁参照

第1条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（4月1日施行）

（掲示）【編注：訪問リハビリテーションは、基準第83条で第32条を準用している】

第32条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、重要前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

（重要事項の掲示に係る経過措置の概要）【厚生労働省令第16号・附則】

第2条 この省令の施行の日から令和7年3月31日までの間「原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

第2条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（6月1日施行）

（従業者の員数）

第76条 （略）

2 （略）

3 指定訪問リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号。以下「介護老人保健施設基準」という。）第2条又は介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号。以下「介護医療院基準」という。）第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

4~~3~~ 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準第七十九条第一項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス等基

準第 78 条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。) の事業
とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サー
ビス等基準第 79 条第 1 項から第 3 項までに規定する人員に関する基準を満たすことを
もって、前三項第一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第 80 条 (略)

一・二 (略)

三 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の
生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行って
はならない。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の
状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

~~五～七~~三～五 (略)

(訪問リハビリテーション計画の作成)

第 81 条 (略)

2・3 (略)

4 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けてい
た医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たって
は、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係
るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

~~5-4~~ (略)

~~6-5~~ 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（第 111
条第 1 項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、
かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及
びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び
通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容
について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第
115 条第 1 項から第 5 項第四項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、
前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(記録の整備)

第 82 条の 2 (略)

2 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション
の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなけれ
ばならない。

一 (略)

二 次条において準用する第 19 条第 2 項の規定によるに規定する提供した具体的なサ
ービスの内容等の記録

三 第 80 条第 4 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の
状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

~~四三~~ 次条において準用する第 26 条の規定によるに規定する市町村への通知に係る記録

~~五四~~ 次条において準用する第 36 条第 2 項の規定によるに規定する苦情の内容等の記録

~~六五~~ 次条において準用する第 37 条第 2 項の規定によるに規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(2) 介護予防訪問リハビリテーションの人員、設備及び運営基準

※訪問リハビリテーションの人員、設備及び運営基準は、●頁参照

第 5 条 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営基準（4 月 1 日施行）

(掲示)【編注：介護予防訪問リハビリは基準第 84 で第 53 条の 4 を準用している】

第 53 条の 4 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、重要前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(重要事項の掲示に係る経過措置の概要)【厚生労働省令第 16 号・附則】

第 2 条 この省令の施行の日から令和 7 年 3 月 31 日までの間「原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第 86 条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、第 78 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準第 2 条第 1 項に規定する担当職員及び同条第 2 項に規定する介護支援専門員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（法第 8 条の 2 第 16 項に規定する指定介護予防サービス等をいう。第 278 条第四号及び第 291 条第三号において同じ。）の担当者その他

の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

二～十四（略）

第6条 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（6月1日施行）

第79条（略）

2（略）

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が法第115条の11の規定により準用される法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号。第117条第4項及び第188条第1項第一号において「介護老人保健施設基準」という。）第2条又は介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号。第117条第4項及び第188条第1項第四号において「介護医療院基準」という。）第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

4 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準第76条第1項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーション（指定居宅サービス等基準第75条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第76条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項第一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（記録の整備）

第83条（略）

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

一（略）

二 次条において準用する第49条の13第2項の規定によるに規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 第86条第11号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心

身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

- 四 次条において準用する第 50 条の 3 の規定によるに規定する市町村への通知に係る記録
- 五 次条において準用する第 53 条の 8 第 2 項の規定によるに規定する苦情の内容等の記録
- 六 次条において準用する第 53 条の 10 第 2 項の規定によるに規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第86条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、第七十八条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一～四 (略)

五 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

六 (略)

七 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（第百十七条第一項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第二百五条第二号から六号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第二号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

八・九 (略)

十 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

十一 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

十二～十六 (略)

十七 第一号から第十五号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。

(記録の整備)

第 92 条 (略)

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管

理指導の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- 一 次条において準用する第49条の13第2項の規定による~~に規定する~~提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 二 第95条第1項第四号、第2項第四号及び第3項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 三 次条において準用する第50条の3の規定による~~に規定する~~市町村への通知に係る記録
- 四 次条において準用する第53条の8第2項の規定による~~に規定する~~苦情の内容等の記録
- 五 次条において準用する第53条の10第2項の規定による~~に規定する~~事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第95条 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一・二 (略)

三 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

五 第2前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならない。

~~六～九四～七~~ (略)

2 薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする

一・二 (略)

三 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

~~五～九三～七~~ (略)

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一・二 (略)

三 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

五・六~~三・四~~ (略)

4. 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

(1) 通所リハビリテーションの人員、設備及び運営基準

※介護予防通所リハビリテーションの人員、設備及び運営基準は、●頁参照

第1条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（4月1日施行）

（掲示）【編注：通所リハビリテーションは、基準第119条で第32条を準用している】

第32条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、重要前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

（重要事項の掲示に係る経過措置の概要）【厚生労働省令第16号・附則】

第2条 この省令の施行の日から令和7年3月31日までの間「原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

第2条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（6月1日施行）

（従業者の員数）

第111条 （略）

2・3 （略）

4 指定通所リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準第2条又は介護医療院基準第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

5-4 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第117条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第 114 条 指定通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。

一・二 (略)

三 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

五・六 ~~三・四~~ (略)

(通所リハビリテーション計画の作成)

第 115 条 (略)

2・3 (略)

4 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

5・6 ~~4・5~~ (略)

~~7・6~~ 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合には、第 81 条第 1 項から第 5 項第 4 項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第 1 項から第 5 項第 4 項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(記録の整備)

第 118 条の 2 (略)

2 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。

一 (略)

二 次条において準用する第 19 条第 2 項の規定による~~に規定する~~提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 第 114 条第 4 号の規定による~~に規定する~~身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 次条において準用する第 26 条の規定による~~に規定する~~市町村への通知に係る記録

五 次条において準用する第 36 条第 2 項の規定による~~に規定する~~苦情の内容等の記録

六 次条において準用する第 37 条第 2 項の規定による~~に規定する~~事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(2) 介護予防通所リハビリテーション（通所リハビリテーションは●頁～●頁参照）

(2) 介護予防通所リハビリテーションの人員、設備及び運営基準

※通所リハビリテーションの人員、設備及び運営基準は、●頁参照

第5条 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営基準（4月1日施行）

（掲示）【編注：介護予防通所リハビリは基準第123で第53条の4を準用している】

第53条の4 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、重要前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

（重要事項の掲示に係る経過措置の概要）【厚生労働省令第16号・附則】

第2条 この省令の施行の日から令和7年3月31日までの間「原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

第6条 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（6月1日施行）

（従業者の員数）

第117条 （略）

2・3 （略）

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が法第115条の11の規定により準用される法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準第2条又は介護医療院基準第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

5-4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準第111条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス等基準第110条に規定する

指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第111条第1項から第43項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(記録の整備)

第122条 (略)

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

一 (略)

二 次条において準用する第49条の13第1項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 第125条第11号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四三 次条において準用する第50条の3の規定による市町村への通知に係る記録

五四 次条において準用する第53条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録

六五 次条において準用する第53条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第125条 指定介護予防通所リハビリテーションの方針は、第116条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一～四 (略)

五 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

六五 (略)

七六 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議(医師が参加した場合に限る。)の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合には、第86条第2号から第65号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第二号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

八・九七・八 (略)

十 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を

行ってはならない。

十一 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

十二～十五~~九～十二~~ (略)

十六~~十三~~ 第一号から第十四号までの規定は、前号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の変更について準用する。

5. 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

(1) 短期入所療養介護の人員、設備及び運営基準

※介護予防短期入所療養介護の人員、設備及び運営基準は、●頁参照

第1条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（4月1日施行）

(掲示)【編注：短期入所療養介護は、基準第155条で第32条を準用している】

第32条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、重要前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(重要事項の掲示に係る経過措置の概要)【厚生労働省令第16号・附則】

第2条 この省令の施行の日から令和7年3月31日までの間「原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

(従業者の員数)

第142条 指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

一 (略)

~~二 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第48条第1項第三号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。~~

~~三 療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を~~

有する病院又は診療所~~（前号に該当するものを除く。）~~である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

~~三四~~ 診療所（前~~三~~号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者~~及び入院患者~~の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を1人以上配置していること。

~~五四~~ （略）

2 （略）

（設備に関する基準）

第143条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

一 （略）

~~二 指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11厚生省令第41号）第37条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。~~

~~二三~~ 療養病床を有する病院又は診療所~~（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）~~である指定短期入所療養介護事業所にあつては、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有することとする。

~~三・四四・五~~ （略）

2 前項第~~二~~及び第~~三~~号~~三~~号及び第~~四~~号に該当する指定短期入所療養介護事業所にあつては、~~同項前項~~に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。

3 （略）

（対象者）

第144条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室又は~~診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床によ~~

~~り構成される病棟をいう。以下同じ。）~~において指定短期入所療養介護を提供するものとする。

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

第 146 条 (略)

2～5 (略)

6 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)【厚生労働省令第16号・附則】

第3条 この省令の施行の日から令和7年3月31日までの間は、規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

~~7-6~~ (略)

(定員の遵守)

第 154 条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一 (略)

二療養病床を有する病院又は~~若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院~~である指定短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床又は~~老人性認知症疾患療養病棟~~に係る病床数及び療養病床又は~~老人性認知症疾患療養病棟~~に係る病室の定員を

超えることとなる利用

者数 三・四 (略)

(記録の整備)

第 154 条の 2 (略)

2 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

一 (略)

二 次条において準用する第 19 条第 2 項の規定による~~に規定する~~提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 第 146 条第 5 項の規定による~~に規定する~~身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 次条において準用する第 26 条の規定による~~に規定する~~市町村への通知に係る記録

- 五 次条において準用する第 36 条第 2 項の規定によるに規定する苦情の内容等の記録
六 次条において準用する第 37 条第 2 項の規定によるに規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第 155 条 第 9 条から第 13 条まで、第 15 条、第 16 条、第 19 条、第 21 条、第 26 条、第 30 条の 2、第 32 条、第 33 条、第 35 条から第 38 条まで (第 36 条の 2 第 2 項を除く。)、第 52 条、第 101 条、第 103 条、第 118 条、第 125 条、第 126 条第 2 項、第 139 条及び第 139 条の 2 の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第 30 条の 2 第 2 項、第 32 条第 1 項並びに第 37 条の 2 第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第 101 条第 3 項及び第 4 項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第 118 条第 2 項第一号及び第三号中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第 125 条第 1 項中「第 137 条」とあるのは「第 153 条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

(設備に関する基準)

第 155 条の 4 介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者 (以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。) が当該事業を行う事業所 (以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。) の設備に関する基準は、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備 (ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。) を有することとする。次のとおりとする。

~~一 介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備 (ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。) を有することとする。~~

~~二 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、平成 18 年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備 (ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。) を有することとする。~~

~~三 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、平成 18 年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備 (ユニット型指定介護療養型医療施設 (療養病床を有する病院に限る。) に関するものに限る。) を有することとする。~~

~~四 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、平成 18 年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備 (ユニット型指定介護療養型医療施設 (療養病床を有する診療所に限る。) に関するものに限る。) を有することとする。~~

~~五 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備 (ユニット型介護医療院に関するものに限る。) を有することとする。~~

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

一 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

二 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

イ ユニット

(1) 病室

(i) 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができること。

(ii) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

(iii) 一の病室の床面積等は、10.65㎡以上とすること。ただし、(i)ただし書の場合にあっては、21.3㎡以上とすること。

(iv) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 共同生活室

(i) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(ii) 一の共同生活室の床面積は、2㎡に当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(iii) 必要な設備及び備品を備えること。

(3) 洗面設備

(i) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(ii) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(4) 便所

(i) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(ii) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

ロ 廊下幅

1.8m以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7m以上とすること。

ハ 機能訓練室

内法による測定で40㎡以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

ニ 浴室

身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

三 前号ロからニまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

四 第二号イ(2)の共同生活室は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第21条第三号に規定する食堂とみなす。

五 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

一 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

二 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

イ ユニット

(1) 病室

(i) 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができること。

(ii) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

(iii) 一の病室の床面積等は、10.65㎡以上とすること。ただし、(i)ただし書の場合にあっては、21.3㎡以上とすること。

(iv) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 共同生活室

(i) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(ii) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(iii) 必要な設備及び備品を備えること。

(3) 洗面設備

(i) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(ii) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(4) 便所

(i) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(ii) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(5) 廊下幅

(i) 1.8m以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7m以上とすること。

ハ 機能訓練室

機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

ニ 浴室

身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

- 三 前号ロからニまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 四 第二号イ(2)の共同生活室は、医療法施行規則第 21 条の 4 において準用する同令第 21 条第 3 号に規定する食堂とみなす。
- 五 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。
- 4 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。
- ~~5~~4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準第 205 条第 1 項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介護予防サービス等基準第 203 条に規定する指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第 205 条第 1 項から第 4 項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（指定短期入所療養介護の取扱方針）

第 155 条の 6 （略）

2～7 （略）

- 8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

~~9~~8 （略）

（勤務体制の確保等）

第 155 条の 10 の 2 （略）

2～4 （略）

- 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

~~6~~5 （略）

（定員の遵守）

第 155 条の 11 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護又はユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一 (略)

~~二 ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者数~~

~~二二 (略)~~

(設備に関する基準)

第 143 条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

一 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（~~介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）~~）第 39 条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

二・三 (略)

四 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（~~介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年厚生労働省令第 5 号）~~）第 43 条に規定するユニット型介護医療院をいう。第 155 条の 4 及び第 155 条の 11 において同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

2・3 (略)

第 2 条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（6 月 1 日施行）

(設備に関する基準)

第 143 条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

一 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（~~介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）~~）基準第 39 条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

二・三 (略)

四 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療

院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。第155条の4及び第155条の11において同じ。に関するものを除く。）を有することとする。

2・3 （略）

(2) 介護予防短期入所療養介護の人員、設備及び運営基準

※短期入所療養介護の人員、設備及び運営基準は、●頁参照

第5条 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営基準（4月1日施行）

（掲示）【編注：介護予防短期入所療養介護は基準第123で第53条の4を準用している】

第53条の4 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、重要前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

（重要事項の掲示に係る経過措置の概要）【厚生労働省令第16号・附則】

第2条 この省令の施行の日から令和7年3月31日までの間「原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

第187条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

一 （略）

二 ~~健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所においては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設~~

~~設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。~~

~~二二~~ 療養病床（医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所（~~前号に該当するものを除く。~~）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

~~三四~~ 診療所（~~前二二~~号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を1人以上配置していること。

~~四五~~ （略）

第188条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

一 （略）

~~二~~ ~~指定介護療養型医療施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）第37条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。~~

~~二二~~ 療養病床を有する病院又は診療所（~~指定介護療養型医療施設であるものを除く。~~）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有することとする。

~~三・四四・五~~ （略）

2 前項第~~2三~~号及び第~~3四~~号に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、~~同前~~項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。

3 （略）

（対象者）

第189条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室又は~~診療所~~の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室又は~~病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定に~~

~~よりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）~~において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

（身体的拘束等の禁止）

第191条（略）

2（略）

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

（定員の遵守）

第193条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一（略）

二 ~~療養病床を有する病院又は若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院~~である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床~~又は老人性認知症疾患療養病棟~~に係る病床数及び療養病床~~又は老人性認知症疾患療養病棟~~に係る病室の定員を超えることとなる利用者数

三・四（略）

（記録の整備）

第194条（略）

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

一（略）

二 次条において準用する第49条の13第2項の規定による~~に規定する~~提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 第191条第2項の規定による~~に規定する~~身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 次条において準用する第50条の3の規定による~~に規定する~~市町村への通知に係る記録

五 次条において準用する第53条の8第2項の規定による~~に規定する~~苦情の内容等の記録

六 次条において準用する第53条の10第2項の規定による~~に規定する~~事故の状況及び

事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第 195 条 第 49 条の 3 から第 49 条の 7 まで、第 49 条の 9、第 49 条の 10、第 49 条の 13、第 50 条の 2、第 50 条の 3、第 52 条、第 53 条の 2 の 2、第 53 条の 4、第 53 条の 5、第 53 条の 7 から第 53 条の 11 まで (第 53 条の 9 第 2 項を除く。)、第 120 条の 2、第 120 条の 4、第 121 条、第 133 条、第 134 条第 2 項、第百四十条及び第百四十条の二の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第 53 条の 2 の 2 第 2 項、第 53 条の 4 第 1 項並びに第 53 条の 10 の 2 第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第 53 条の 4 第 1 項中「第 53 条」とあるのは「第 192 条」と、第 120 条の 2 第 3 項及び第 4 項並びに第 121 条第 2 項第一号及び第三号中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第 133 条第 1 項中「第 138 条」とあるのは「第 192 条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

第 205 条 介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者 (以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。) が当該事業を行う事業所 (以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。) の設備に関する基準は、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備 (ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。) を有することとする。~~次のとおりとする。~~

~~一 介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備 (ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。)~~ を有することとする。

~~二 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、平成 18 年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備 (ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。)~~ を有することとする。

~~三 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、平成 18 年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備 (ユニット型指定介護療養型医療施設 (療養病床を有する病院に限る。))~~ に関するものに限る。) を有することとする。

~~四 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、平成 18 年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備 (ユニット型指定介護療養型医療施設 (療養病床を有する診療所に限る。))~~ に関するものに限る。) を有することとする。

~~五 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備 (ユニット型介護医療院に関するものに限る。)~~ を有することとする。

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備

に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

一 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

二 療養病床を有する病院であるユニット型介護予防指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

イ ユニット

(1) 病室

(i) 一の病室の定員は、1人とする。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とするができること。

(ii) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

(iii) 一の病室の床面積等は、10.65㎡以上とする。ただし、(i)ただし書の場合にあつては、21.3㎡以上とする。

(iv) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 共同生活室

(i) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(ii) 一の共同生活室の床面積は、2㎡に当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とする。

(iii) 必要な設備及び備品を備えること。

(3) 洗面設備

(i) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(ii) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとする。

(4) 便所

(i) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(ii) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとする。

ロ 廊下幅

1.8m以上とする。ただし、中廊下の幅は、2.7m以上とする。

ハ 機能訓練室

内法による測定で40㎡以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

ニ 浴室

身体の不自由な者が入浴するのに適したものとする。

三 前号ロからニまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介

護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

四 第二号イ(2)の共同生活室は、医療法施行規則（昭23年厚生省令第50号）第21条第3号に規定する食堂とみなす。

五 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

一 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

二 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

イ ユニット

(1) 病室

(i) 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができること。

(ii) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

(iii) 一の病室の床面積等は、10.65㎡以上とすること。ただし、(i)ただし書の場合にあっては、21.3㎡以上とすること。

(iv) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 共同生活室

(i) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(ii) 一の共同生活室の床面積は、2㎡に当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(iii) 必要な設備及び備品を備えること。

(3) 洗面設備

(i) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(ii) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(4) 便所

(i) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(ii) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

ロ 廊下幅

1.8m以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7m以上とすること。

ハ 機能訓練室

機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

ニ 浴室

身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

三 前号ロからニまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

四 第2号イ(2)の共同生活室は、医療法施行規則第21条の4において準用する同令第21条第3号に規定する食堂とみなす。

五 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

4 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

~~5-2~~ ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準第155条の4第1項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業（指定居宅サービス等基準第155条の2に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第155条の4第1項から第4項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（勤務体制の確保等）

第208条 （略）

2～4 （略）

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

~~6-5~~ （略）

（定員の遵守）

第209条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定介護予防短期入所療養介護又はユニット型指定短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一 (略)

~~二 ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者数~~

~~二・三 (略)~~

第6条 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（6月1日施行）

第188条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

一 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（~~介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）~~介護老人保健施設基準第39条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

二・三 (略)

四 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（~~介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）~~第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。第205条及び第209条において同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

2・3 (略)

(3) 指定申請、介護サービスの内容等

第15条 介護保険法施行規則（4月1日施行）

（指定短期入所療養介護事業者に係る指定の申請）

第122条 法第70条第1項の規定に基づき短期入所療養介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一～六 (略)

七 当該申請に係る事業を行う事業所（当該事業を行う部分に限る。~~以下この号において同じ。~~）における入院患者又は入所者の定員（~~当該事業所が指定居宅サービス等基準第百四十二条第一項第四号に規定する老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である場合にあつては、入院患者の推定数を含む。~~）

八～十三 (略)

2～5 (略)

(指定介護予防短期入所療養介護事業者に係る指定の申請)

第140条の11 法第115条の2第1項の規定に基づき介護予防短期入所療養介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一～六 (略)

七 当該申請に係る事業を行う事業所(当該事業を行う部分に限る。~~以下この号において同じ。~~)における入院患者又は入所者の定員(当該事業所が指定介護予防サービス等基準第187条第1項第四号に規定する老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である場合にあっては、入院患者の推定数を含む。)

八～十三 (略)

2～5 (略)

別表第二(第140条の45、第140条の47関係)

第一 介護サービスの内容に関する事項

一～四 (略)

五 介護サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携

イ～ハ (略)

ト 短期入所療養介護(介護老人保健施設)、介護保健施設サービス及び介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設)

(1) 介護老人保健施設基準第三十条第一項に規定する協力医療機関及び同条第六項に規定する協力歯科医療機関との連携の取組の状況

(2) (略)

チ 短期入所療養介護(介護医療院)、介護医療院サービス及び介護予防短期入所療養介護(介護医療院)

(1) 介護医療院基準第34条第1項に規定する協力医療機関及び同条第六項に規定する協力歯科医療機関との連携の取組の状況

(2) (略)

リ (略)

ヌ～ヲ (略)

第二・第三 (略)

6. 居宅介護支援・介護予防支援

(1) 居宅介護支援の人員、設備及び運営基準

※介護予防支援の人員、設備及び運営基準は、●頁参照

第3条 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（4月1日施行）

第1条（趣旨） （略）

（基本方針）

第1条の2 （略）

2・3 （略）

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター」という。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第一号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

5・6 （略）

（従業者の員数）

第2条 （略）

2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第13条第26号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が~~44~~³⁵又はその端数を増すごとに1とする。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

（管理者）

第3条 （略）

2 (略)

3 第一項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 (略)

二 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

(内容及び手続の説明及び同意)

第4条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第一条の二に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、~~前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。~~

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

~~4~~ (略)

~~5~~4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第一項の規定による文書の交付に代えて、~~第8~~7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

一・二 (略)

~~6~~5 (略)

~~7~~6 第~~5~~4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

~~8~~7 指定居宅介護支援事業者は、第~~5~~4項の規定により第一項に規定する重要事項を提

供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第54項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

二 (略)

9 (略)

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第13条 指定居宅介護支援の方針は、第1条の2に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一・二 (略)

二の二 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

二の三 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

三～十三 (略)

十三の二 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔くう機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師等又は薬剤師に提供するものとする。

十四 介護支援専門員は、第十三号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

イ 少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

ロ イの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(1) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(2) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

(i) 利用者の心身の状況が安定していること。

(ii) 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

(iii) 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者ら提供を受けること。

ハ (略)

十五～二十五（略）

二十六 指定居宅介護支援事業者は、法第百十五条の二十三第三項の規定に基づき、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

二十七（略）

（掲示）

第 22 条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、重要事項前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

（重要事項の掲示に係る経過措置の概要）【厚生労働省令第 16 号・附則】

第 2 条 この省令の施行の日から令和 7 年 3 月 31 日までの間「原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

（記録の整備）

第 29 条（略）

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。

一・二（略）

三 第 13 条第 2 号の 3 の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 第 16 条の規定によるに規定する市町村への通知に係る記録

五 第 26 条第 2 項の規定によるに規定する苦情の内容等の記録

六 第 27 条第 2 項の規定によるに規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(2) 介護予防支援の人員、設備及び運営基準

※居宅介護支援の人員、設備及び運営基準は、●頁参照

第 7 条 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（4 月 1 日施行）

第1条（趣旨） （略）

（従業者の員数）

第2条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

（管理者）

第三条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

二 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

（内容及び手続の説明及び同意）

第4条 （略）

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第一条の二に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利

用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4～8 （略）

（利用料等の受領）

第10条 （略）

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第11条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条第一項の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

（指定介護予防支援の業務の委託）

第12条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第百十五条の二十三第三項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。

二・三 （略）

四 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第1条の2、この章及び第4章の規定（第30条第29号の規定を除く。）を遵守するよう措置させなければならないこと。

（掲示）

第21条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、重要事項前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(重要事項の掲示に係る経過措置の概要)【厚生労働省令第16号・附則】

第2条 この省令の施行の日から令和7年3月31日までの間「原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

(記録の整備)

第28条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

一 (略)

二 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳

イ～ハ (略)

ニ 第30条第15号の規定による~~に規定する~~評価の結果の記録

ホ (略)

三 第30条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(第30条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

~~四三~~ 第15条の規定による~~に規定する~~市町村への通知に係る記録

~~五四~~ 第25条第2項の規定による~~に規定する~~苦情の内容等の記録

~~六五~~ 第26条第2項の規定による~~に規定する~~事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第30条 指定介護予防支援の方針は、第1条の2に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一・二 (略)

二の二 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

二の三 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

三～十五 (略)

十六 担当職員は、第十四号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

イ 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回~~及びサ~~~~サービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、~~利用者に面接すること。

ロ イの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起

算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

- (1) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。
- (2) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
 - (i) 利用者の心身の状況が安定していること。
 - (ii) 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。
 - (iii) 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ハ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

ニ 利用者の居宅を訪問しない月（口ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

ホ （略）

十七～二十八 （略）

二十九 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市町村長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

(3) 準用、厚生労働省令で定める基準

第15条 介護保険法施行規則（4月1日施行）

(準用)

第34条の10 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第18条、第22条第1項及び第2項、第24条、第27条並びに及び第28条の規定は指定市町村事務受託法人について準用する。この場合において、指定居宅介護支援等基準第18条、第22条第1項及び第2項並びに第24条中「指定居宅介護支援事業所」とあるのは「市町村事務受託事務所」と、指定居宅介護支援等基準第18条中「掲げる事業」とあるのは「掲げる事務」と、「指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額」とあるのは「市町村事務の実施方法及び内容」と、指定居宅介護支援等基準第22条第1項中「介護支援専門員の勤務の体制その他の利用

申込者のサービスの選択に資すると認められる」とあるのは「職員の勤務の体制その他の」と、指定居宅介護支援等基準第 27 条中「利用者に対する指定居宅介護支援の提供により」とあるのは「市町村事務の実施により」と、「市町村、利用者」とあるのは「委託をしている市町村、市町村事務に係る被保険者」と、指定居宅介護支援等基準第 28 条中「事業所ごと」とあるのは「市町村事務受託事務所ごと」と読み替えるものとする。

(法第 115 条の 45 の 5 第 2 項の厚生労働省令で定める基準)

第 140 条の 63 の 6 法第 115 条の 45 の 5 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める基準は、市町村が定める基準であって、次のいずれかに該当するものとする。

一 第一号事業（第一号生活支援事業を除く。）に係る基準として、次に掲げるいずれかに該当する基準

イ 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第四号）第 5 条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号。ロにおいて「旧指定介護予防サービス等基準」という。）に規定する旧介護予防訪問介護若しくは旧介護予防通所介護に係る基準その他厚生労働大臣が定める基準の例による基準又は指定介護予防支援等基準（地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者に係る部分に限る。）に規定する介護予防支援に係る基準の例による基準

ロ・ハ （略）

二 （略）

7. 介護老人保健施設

(1) 介護老人保健施設の人員、設備及び運営基準

第11条 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（4月1日施行）

（従業者の員数）

第2条 （略）

2～5 （略）

6 第1項第一号及び第四号から第七号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の医師、支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

一・二 （略）

三 病院 医師又は~~栄養士若しくは管理栄養士（病床数百以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第三号に規定する指定介護療養型医療施設の場合に限る。）~~

四 （略）

7 （略）

（必要な医療の提供が困難な場合等の措置等）

第16条 介護老人保健施設の医師は、入所者の病状からみて当該介護老人保健施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、協力~~医療機関~~病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求め等診療について適切な措置を講じなければならない。

2～4 （略）

（管理者による管理）

第23条 介護老人保健施設の管理者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護老人保健施設の管理上支障のない場合は、~~同一敷地内にある~~他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとし、管理者が本体施設（介護老人保健施設に限る。以下この条において同じ。）に従事する場合であって、当該本体施設の管理上支障のない場合は、サテライト型小規模介護老人保健施設、

サテライト型特定施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下この条において「指定地域密着型サービス基準」という。）第110条第4項に規定するサテライト型特定施設をいう。）又はサテライト型居住施設（指定地域密着型サービス基準第131条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に従事することができるものとする。

（衛生管理等）

第29条（略）

- 2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 当該介護老人保健施設における感染症及び~~又は~~食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 当該介護老人保健施設における感染症及び~~又は~~食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - 三・四（略）

（協力医療機関等病院）

- 第30条 介護老人保健施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。
- 一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - 二 当該介護老人保健施設からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
 - 三 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護老人保健施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 2 介護老人保健施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該介護老人保健施設に係る指定を行った都道府県知事に届け出なければならない。
 - 3 介護老人保健施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
 - 4 介護老人保健施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行

わなければならない。

- 5 介護老人保健施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護老人保健施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)【厚生労働省令第16号・附則】

第6条 この省令の施行の日から令和9年3月31日までの間は、「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

6 ~~2~~ (略)

(掲示)

第31条 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関~~病院~~、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。

2 介護老人保健施設は、重要前項に規定する事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 介護老人保健施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(重要事項の掲示に係る経過措置の概要)【厚生労働省令第16号・附則】

第2条 この省令の施行の日から令和7年3月31日までの間「原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第36条の3 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置の概要)【厚生労働省令第16号・附則】

第4条 この省令の施行の日から令和9年3月31日までの間は、規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

(記録の整備)

第38条 (略)

2 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- 一 (略)
- 二 第8条第4項の規定による~~に規定する~~居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録
- 三 第9条第2項の規定による~~に規定する~~提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 四 第13条第5項の規定による~~に規定する~~身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 五 第22条の規定による~~に規定する~~市町村への通知に係る記録
- 六 第34条第2項の規定による~~に規定する~~苦情の内容等の記録
- 七 第36条第3項の規定による~~に規定する~~事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(勤務体制の確保等)

第48条 (略)

2～4 (略)

5 ユニット型介護老人保健施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

~~6~~ (略)

(2) 開設許可申請等、開設者の住所等の変更、介護サービスの内容に関する事項

第15条 介護保険法施行規則（4月1日施行）

(介護老人保健施設の開設許可の申請等)

第136条 法第94条第1項の規定による介護老人保健施設の開設の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該許可の申請に係る施設の開設の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一～十三 (略)

十四 介護老人保健施設基準第30条第1項に規定する協力医療機関~~病院~~の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関~~病院~~との契約の内容（同条第~~6~~2項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）

十五～十七 (略)

2 介護老人保健施設の開設者が、法第94条第2項の規定により都道府県知事の許可を受けなければならない事項は、前項第5号（敷地の面積及び平面図に係る部分に限る。）、第7号、第8号、第11号（従業者の職種、員数及び職務内容並びに入所定員に係る部分に限る。）及び第14号（協力医療機関~~病院~~を変更しようとするときに係るものに限る。）に掲げる事項とする。ただし、同項第11号（入所定員に係る部分に限る。）に掲げる事項を変更しようとする場合において、入所定員又は療養室の定員数を減少させようとするときは、許可を受けることを要しない。

3～8 (略)

(介護老人保健施設の開設者の住所等の変更の届出等)

第137条 介護老人保健施設の開設者は、第136条第1項第一号、第二号、第四号（当該許可に係る事業に関するものに限る。）、第6号、第10号、第11号（従業者の職種、員数及び職務の内容並びに入所定員（同条第2項ただし書に規定するときを除く。）に係る部分を除く。）、第十四号（協力医療機関~~病院~~を変更しようとするときに係るものを除く。）及び第十六号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該介護老人保健施設の開設の場所を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

2～4 （略）

別表第二（第140条の45、第140条の47関係）

第一 介護サービスの内容に関する事項

一～四 （略）

五 介護サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携

イ～ハ （略）

ト 短期入所療養介護（介護老人保健施設）、介護保健施設サービス及び介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）

(1) 介護老人保健施設基準第三十条第一項に規定する協力医療機関及び同条第六項に規定する協力歯科医療機関との連携の取組の状況

(2) （略）

チ～ヲ （略）

第二・第三 （略）

(3) みなし指定

第16条 介護保険法施行規則の一部改正（6月1日施行）

第128条 法第72条第1項の厚生労働省令で定める種類の居宅サービスは、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションとする。

第140条の19 法第115条の11において準用する法第72条第1項の厚生労働省令で定める種類の介護予防サービスは、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション（介護老人保健施設又は介護医療院により行われるものに限る。）とする。

【介護保険法第72条第1項】

介護老人保健施設又は介護医療院について、第94条第1項又は第107条第1項の許可があったときは、その許可の時に、当該介護老人保健施設又は介護医療院の開設者について、当該介護老人保健施設又は介護医療院により行われる居宅サービス（短期入所療養介護その他厚生労働省令で定める居宅サービスの種類に限る。）に係る第41条第1項本文の指定があったものとみなす。ただし、当該介護老人保健施設又は介護医

療院の開設者が、厚生労働省令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

第 17 条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（4月1日施行）

**（附則）老健施設又は介護医療院の既開設の場合の取扱い他
（指定居宅サービス事業者に関する経過措置）**

第 7 条 第 16 条の規定の施行の際現に介護保険法（以下「法」という。）第 94 条第 1 項又は第 107 条第 1 項の規定による許可を受けている介護老人保健施設又は介護医療院の開設者（訪問リハビリテーションに係る法第 41 条第 1 項本文の指定を受けているものを除く。）については、第 16 条の規定の施行の日に、当該介護老人保健施設又は介護医療院により行われる訪問リハビリテーションに係る法第 41 条第 1 項本文の指定があったものとみなす。ただし、当該介護老人保健施設若しくは介護医療院の開設者が第 16 条の規定の施行の日の前日までに、次の事項を記載した申出書を当該申出に係る介護老人保健施設若しくは介護医療院の開設の場所を管轄する都道府県知事に提出して行う別段の申出を行ったとき又はその指定の時前に法第 77 条第 1 項、第 115 条の 35 第 6 項若しくは第 115 条の 44 の 2 第 8 項の規定により法第 41 条第 1 項本文の指定を取り消されているときは、この限りではない。

- 一 当該申出に係る介護老人保健施設又は介護医療院の名称及び開設の場所並びに開設者及び管理者の氏名及び住所
- 二 当該申出に係る居宅サービスの種類
- 三 前号に係る居宅サービスについて指定居宅サービス事業者とみなされる者に係る法第 41 条第 1 項本文の指定を不要とする旨

2 前項の規定により指定居宅サービス事業者とみなされた者に係る法第 41 条第 1 項本文の指定は、当該指定に係る介護老人保健施設又は介護医療院について、法第 94 条の 2 第 1 項若しくは第 108 条第 1 項の規定により許可の効力が失われたとき又は法第 104 条第 1 項、第 114 条の 6 第 1 項、第 115 条の 35 第 6 項若しくは第 115 条の 44 の 2 第 8 項の規定により許可の取消しがあったときは、その効力を失う。

3 第 16 条の規定の施行の際現に法第 94 条第 1 項又は第 107 条第 1 項の規定による許可を受けている介護老人保健施設又は介護医療院の開設者（訪問リハビリテーションに係る法第 41 条第 1 項本文の指定を受けているものに限る。）については、前 2 項の規定を準用する。この場合において、第 1 項の規定中「第 16 条の規定の施行の際現に」とあるのは「第 16 条の規定の施行の日以降の訪問リハビリテーションに係る法第 70 条の 2 第 2 項に規定する指定の有効期間の満了の日に現に」と、「第 16 条の規定の施行の日に」とあるのは「訪問リハビリテーションに係る法第 70 条の 2 第 2 項に規定する指定の有効期間の満了の日の翌日に」と、「第 16 条の規定の施行の日の前日」とあるのは「訪問リハビリテーションに係る法第 70 条の 2 第 2 項に規定する指定の有効期間の満了の日」と読み替えるものとする。

- 4 第 16 条の規定の施行の際現に法第 94 条第 1 項又は第 104 条第 1 項の規定による許可を受けている介護老人保健施設又は介護医療院の開設者については、介護予防訪問リハビリテーションに係る法第 115 条の 11 の規定により準用される法第 72 条第 1 項の規定による法第 53 条第 1 項本文の指定について、前 3 項の規定を準用する。この場合において、「居宅サービス」とあるのは「介護予防サービス」と、「法第 77 条第 1 項」とあるのは「法第 115 条の 9 第 1 項」と読み替えるものとする。

8. 介護医療院

(1) 介護医療院の人員、設備及び運営基準

第 14 条 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（4月1日施行）

（構造設備の基準）

第 6 条 （略）

- 2 前項第一号の規定にかかわらず、都道府県知事（指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長。第 34 条第 2 項及び第 45 条第 5 項において同じ。）が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての介護医療院の建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
- 一～三 （略）

（必要な医療の提供が困難な場合等の措置等）

- 第 19 条 介護医療院の医師は、入所者の病状からみて当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、協力医療機関~~病院~~その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

2～4 （略）

（管理者による管理）

- 第 26 条 介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障のない場合は、~~同一敷地内にある~~他の事業所若しくは施設等又はサテライト型特定施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 110 条第 4 項に規定するサテライト型特定施設をいう。）若しくはサテライト型居住施設（同令第 131 条第 4 項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に従事することができるものとする。

（衛生管理等）

第 23 条 （略）

- 2 介護医療院は、当該介護医療院において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
- 一 当該介護医療院における感染症及び~~又は~~食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該介護医療院における感染症及び~~又は~~食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三・四 (略)

3 (略)

(協力医療機関等病院)

第34条 介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関~~病院~~（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- 一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- 二 当該介護医療院からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 三 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護医療院の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 介護医療院は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該介護医療院に係る指定を行った都道府県知事に届け出なければならない。

3 介護医療院は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 介護医療院は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 介護医療院は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護医療院に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

6~~2~~ (略)

(協力医療機関との連携に関する経過措置)【厚生労働省令第16号・附則】

第6条 この省令の施行の日から令和9年3月31日までの間は、「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

(掲示)

第35条 介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関~~病院~~、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2 介護医療院は、重要前項に規定する事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、

かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

(重要事項の掲示に係る経過措置の概要)【厚生労働省令第16号・附則】

第2条 この省令の施行の日から令和7年3月31日までの間「原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

3 介護医療院は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第40条の3 介護医療院は、当該介護医療院における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護医療院における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置の概要)【厚生労働省令第16号・附則】

第4条 この省令の施行の日から令和9年3月31日までの間は、規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

(勤務体制の確保等)

第52条 (略)

2～4 (略)

5 ユニット型介護医療院の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6~~5~~ (略)

(2) 開設許可申請等、開設者の住所等の変更、介護サービスの内容に関する事項

第15条 介護保険法施行規則(4月1日施行)

(介護医療院の開設許可の申請等)

第138条 法第107条第1項の規定による介護医療院の開設の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該許可の申請に係る施設の開設の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一～十三 (略)

十四 介護医療院基準第34条第1項に規定する協力医療機関~~病院~~の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関~~病院~~との契約の内容(同条第~~6~~~~2~~項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。)

十五～十七 (略)

2 介護医療院の開設者が、法第七十条第二項の規定により都道府県知事の許可を受けなければならない事項は、前項第五号（敷地の面積及び平面図に係る部分に限る。）、第七号、第八号、第十一号（従業者の職種、員数及び職務の内容並びに入所定員に係る部分に限る。）及び第十四号（協力医療機関~~病院~~を変更しようとするときに係るものに限る。）に掲げる事項とする。ただし、同項第十一号（入所定員に係る部分に限る。）に掲げる事項を変更しようとする場合において、入所定員又は療養室の定員数を減少させようとするときは、許可を受けることを要しない。

3～8 （略）

（介護医療院の開設者の住所等の変更の届出等）

第140条の二の二 介護医療院の開設者は、第138条第1項第一号、第二号、第四号（当該許可に係る事業に関するものに限る。）、第六号、第十号、第十一号（従業者の職、員数及び職務の内容並びに入所定員（同条第2項ただし書に規定するときを除く。）に係る部分を除く。）、第十四号（協力医療機関~~病院~~を変更しようとするときに係るものを除く。）及び第十六号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該介護医療院の開設の場所を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

2～4 （略）

第15条 別表第二（第140条の45、第140条の47関係）

第一 介護サービスの内容に関する事項

一～四 （略）

五 介護サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携

イ～ト （略）

チ 短期入所療養介護（介護医療院）、介護医療院サービス及び介護予防短期入所療養介護（介護医療院）

(1) 介護医療院基準第34条第1項に規定する協力医療機関及び同条第六項に規定する協力歯科医療機関との連携の取組の状況

(2) （略）

リ （略）

ヌ～ヲ （略）

第二・第三 （略）

(3) みなし指定

第 16 条 介護保険法施行規則の一部改正（6月1日施行）

第128条 法第72条第1項の厚生労働省令で定める種類の居宅サービスは、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションとする。

第140条の19 法第115条の11において準用する法第72条第1項の厚生労働省令で定める種類の介護予防サービスは、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション（介護老人保健施設又は介護医療院により行われるものに限る。）とする。

【介護保険法第72条第1項】

介護老人保健施設又は介護医療院について、第94条第1項又は第107条第1項の許可があったときは、その許可の時に、当該介護老人保健施設又は介護医療院の開設者について、当該介護老人保健施設又は介護医療院により行われる居宅サービス（短期入所療養介護その他厚生労働省令で定める居宅サービスの種類に限る。）に係る第41条第1項本文の指定があったものとみなす。ただし、当該介護老人保健施設又は介護医療院の開設者が、厚生労働省令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

第 17 条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（4月1日施行）

（附則）老健施設又は介護医療院の既開設の場合の取扱い他 （指定居宅サービス事業者に関する経過措置）

第7条 第16条の規定の施行の際現に介護保険法（以下「法」という。）第94条第1項又は第107条第1項の規定による許可を受けている介護老人保健施設又は介護医療院の開設者（訪問リハビリテーションに係る法第41条第1項本文の指定を受けているものを除く。）については、第16条の規定の施行の日に、当該介護老人保健施設又は介護医療院により行われる訪問リハビリテーションに係る法第41条第1項本文の指定があったものとみなす。ただし、当該介護老人保健施設若しくは介護医療院の開設者が第16条の規定の施行の日の前日までに、次の事項を記載した申出書を当該申出に係る介護老人保健施設若しくは介護医療院の開設の場所を管轄する都道府県知事に提出して行う別段の申出を行ったとき又はその指定の時前に法第77条第1項、第115条の35第6項若しくは第115条の44の2第8項の規定により法第41条第1項本文の指定を取り消されているときは、この限りではない。

- 一 当該申出に係る介護老人保健施設又は介護医療院の名称及び開設の場所並びに開設者及び管理者の氏名及び住所
- 二 当該申出に係る居宅サービスの種類

- 三 前号に係る居宅サービスについて指定居宅サービス事業者とみなされる者に係る法第 41 条第 1 項本文の指定を不要とする旨
- 2 前項の規定により指定居宅サービス事業者とみなされた者に係る法第 41 条第 1 項本文の指定は、当該指定に係る介護老人保健施設又は介護医療院について、法第 94 条の 2 第 1 項若しくは第 108 条第 1 項の規定により許可の効力が失われたとき又は法第 104 条第 1 項、第 114 条の 6 第 1 項、第 115 条の 35 第 6 項若しくは第 115 条の 44 の 2 第 8 項の規定により許可の取消しがあったときは、その効力を失う。
- 3 第 16 条の規定の施行の際現に法第 94 条第 1 項又は第 107 条第 1 項の規定による許可を受けている介護老人保健施設又は介護医療院の開設者（訪問リハビリテーションに係る法第 41 条第 1 項本文の指定を受けているものに限る。）については、前 2 項の規定を準用する。この場合において、第 1 項の規定中「第 16 条の規定の施行の際現に」とあるのは「第 16 条の規定の施行の日以降の訪問リハビリテーションに係る法第 70 条の 2 第 2 項に規定する指定の有効期間の満了の日に現に」と、「第 16 条の規定の施行の日に」とあるのは「訪問リハビリテーションに係る法第 70 条の 2 第 2 項に規定する指定の有効期間の満了の日の翌日に」と、「第 16 条の規定の施行の日の前日」とあるのは「訪問リハビリテーションに係る法第 70 条の 2 第 2 項に規定する指定の有効期間の満了の日」と読み替えるものとする。
- 4 第 16 条の規定の施行の際現に法第 94 条第 1 項又は第 104 条第 1 項の規定による許可を受けている介護老人保健施設又は介護医療院の開設者については、介護予防訪問リハビリテーションに係る法第 115 条の 11 の規定により準用される法第 72 条第 1 項の規定による法第 53 条第 1 項本文の指定について、前 3 項の規定を準用する。この場合において、「居宅サービス」とあるのは「介護予防サービス」と、「法第 77 条第 1 項」とあるのは「法第 115 条の 9 第 1 項」と読み替えるものとする。

【参考】令和6年1月25日「厚生労働省令第16号」の条文と内容

※上記に反映した「医療系介護サービス」を赤字で表記した。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令

●第1条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（4月施行）

第1条（趣旨） （略）

第6条～第41条（訪問介護） （略）

第46条～第56条（訪問入浴介護） （略）

第94条～第107条（通所介護） （略）

第122条～第140条の32（短期入所生活介護） （略）

第142条～第155条の11及び143条（短期入所療養介護）

第175条～第192条の11（特定施設） （略）

第194条～第206条（福祉用具貸与） （略）

第209条～第216条（福祉用具販売） （略）

●第2条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（6月施行）

第1条（趣旨）

第61条～第73条の2（訪問看護）

第76条～第82条の2（訪問リハビリテーション）

第89条～第90条の2（居宅療養管理指導）

第111条～第118条の2（通所リハビリテーション）

第143条（短期入所療養介護）

●第3条 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（4月施行）

第1条～第29条（居宅介護支援）

●第4条 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（4月施行）

●第5条 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（4月施行）

第1条（趣旨） （略）

第48条～第59条（介護予防訪問入浴介護） （略）

第86条（介護予防訪問リハビリテーション） 12頁

第130条～第181条（介護予防短期入所生活介護）

第187条～第209条（介護予防短期入所療養介護）

第231条～第262条（介護予防特定施設）

第266条～第278条の2（介護予防福祉用具貸与）

第 283 条～第 292 条（介護予防福祉用具販売）

●第 6 条 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（6 月施行）

第 1 条（趣旨）（略）

第 64 条～第 77 条（介護予防訪問看護）

第 79 条～第 86 条（介護予防訪問リハビリテーション）

第 92 条～第 95 条（介護予防居宅療養管理指導）

第 117 条～第 125 条（介護予防通所リハビリテーション）

第 188 条（介護予防短期入所療養介護）

●第 7 条 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（4 月施行）

第 1 条（趣旨）（略）

第 2 条～第 30 条（介護予防支援）

●第 8 条 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（4 月施行）

●第 9 条 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（4 月施行）

●第 10 条 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（4 月施行）

●第 11 条 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（4 月施行）

●第 12 条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（4 月施行）

●第 13 条 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（4 月施行）

●第 14 条 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（4 月施行）

●第 15 条 介護保険法施行規則（4 月施行）

第 122 条（指定短期入所療養介護事業者に係る指定の申請等）

第 123 条から 126 条の 13 特定施設

第 131 条の 6 認知症対応型共同生活介護

第 131 条の 7 地域密着型特定施設

第 131 条の 8 地域密着型介護老人福祉施設の指定の申請等

第 134 条 介護老人福祉施設に係る指定の申請等

- 第 136 条 介護老人保健施設の開設許可の申請等
- 第 137 条 介護老人保健施設の開設者の住所等の変更の届出等
- 第 138 条 介護医療院の開設許可の申請等
- 第 140 条の 2 の 2 介護医療院の開設者の住所等の変更の届出等
- 第 140 条の 11 指定介護予防短期入所療養介護事業者に係る指定の申請
- 第 140 条の 12 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者に係る指定の申請
- 第 140 条の 26 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定の申請等
- 第 140 条の 63 の 6 法第 115 条の 45 の 5 第 2 項の厚生労働省令で定める基準別表第 2 (第 140 条の 45、第 140 条の 47 関係)
- 第 16 条 介護保険法施行規則 (2024 年 6 月施行)
 - 法第 72 条第 1 項の厚生労働省令で定める種類の居宅サービス
- 第 17 条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令 (2024 年 4 月施行)
 - ・虐待の防止に係る経過措置 (居宅療養管理指導)
 - ・業務継続計画の策定等に係る経過措置 (居宅療養管理指導)
- 第 18 条 老人福祉法施行規則 (4 月施行)
- 第 19 条 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令 (4 月施行)
- 第 20 条 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令 (6 月施行)
- 第 21 条 厚生労働省関係地域再生法施行規則 (略) (4 月施行)
- 附則
 - 第 1 条 施行期日
 - 第 2 条 重要事項の掲示に係る経過措置
 - 第 3 条 身体的拘束等の適正化に係る経過措置
 - 第 4 条 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置
 - 第 5 条 口腔衛生の管理に係る経過措置 (特定施設)
 - ・協力医療機関との連携に関する経過措置
 - ・指定居宅サービス事業者に関する経過措置